

持続可能な交通安全施設の維持管理・更新と 子供の交通安全対策の強化について

【担当省庁】警察庁

交通安全施設の老朽化対策を推進する中、学識経験者等を交えた検討により取りまとめた「持続可能な交通安全施設整備等の在り方に関する提言」を踏まえ、将来の人口や自動車交通量の動態を見据えた交通安全施設の維持管理・更新を実現するための予算を十分に確保していただきたい。

令和元年5月の滋賀県大津市における保育園児の交通事故や令和3年6月の千葉県八街市における下校中の児童の交通事故など、子供が犠牲となる事故が続いており、未就学児童の移動経路や小学校の通学路を対象とした交通安全対策を引き続き実施するとともに、生活道路における信号機、標識・標示の整備を進め、子供の交通安全対策を更に強化するための予算を十分に確保していただきたい。

【現状・課題等】

■交通安全施設の維持管理・更新

- ▶ 令和4年7月末現在、京都府内にある信号制御機3,312基のうち、1,110基（約33.5%）が耐用年数である19年を超過、信号柱についても、11,983本のうち、3,944本（約32.9%）が耐用年数である30年を超過している。大型標識柱については、2,851本のうち、2,373本（約83.2%）が耐用年数である30年を超過している。
- ▶ 信号機等の交通安全施設の維持管理・更新については、将来の人口や自動車交通量の動態を見据え、更新と合わせて設置場所の見直しによる総数管理を行うことで、持続可能な交通安全施設の整備を進めることが必要である。

■子供の交通安全対策

- ▶ 平成24年に発生した亀岡事故後、小学校の通学路等を対象とした点検活動を継続して実施しており、令和4年7月末までに8,746件の対策を実施した。また、千葉県八街市の事故を受け、教育委員会、道路管理者等の関係機関と実施した通学路の合同点検で把握した危険箇所（405箇所）に対し、信号機の改良等の交通安全施設の整備による安全対策（537件）を策定した。令和4年7月末までに395箇所を完了し、残り10箇所についても令和4年度中に速やかに実施することとしているが、令和5年度以降も通学路の点検活動を継続し、交通安全総点検を通じて判明した新たな危険箇所における対策を実施することとしており、子供の交通安全の更なる確保に向け、通学路を含めた生活道路の交通安全施設の整備を進めることが必要である。

京 都 府 の担当課	警察本部 交通企画課 (075-451-9111)
---------------	---------------------------

【国の事業等】

■概算要求〔警察庁〕

- ▶ 交通安全施設等整備事業 161 億円
- ▶ 歩行者の安全確保と新たなモビリティを含めた安全・円滑な交通環境の整備 15 億円

■通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る交通安全緊急対策(令和 3 年 8 月 4 日関係閣僚会議決定)

▶ 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

- 歩道の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、ガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備、無電柱化、踏切対策など、子供の視点に立った交通安全対策を推進
- 信号機の歩車分離化、信号灯器の LED 化、横断歩道の設置・更新、路側帯の設置・拡幅、標識の高度化等を行うなど、子供の安全な通行空間を確保するための交通安全施設等の整備
- ゾーン 30 を始めとする低速度規制を的確に実施するとともに、効果的なハンプ等の物理的デバイスの設置を進め、通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑止対策を推進
- スクールゾーンを設定するほか、登下校時間帯に限った車両通行止めを始めとする各種交通規制を的確に実施するとともに、当該規制の実効性を確保するための登下校時間帯に重点を置いた、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進

【京都府の取組】

■持続可能な交通安全施設の維持管理・更新に向けた取組

令和元年 7 月に設立した「持続可能な交通安全施設整備等の在り方に関する研究会」において令和 3 年 1 月に取りまとめられた「提言」では、人口減少等を踏まえた、持続可能な交通安全施設整備の在り方について「信号機等の総数管理」、「信号機に頼らない交通安全対策」等が示され、これからの交通安全施設整備計画に反映することとしている。

■子供・高齢者にやさしい道路高越環境の整備に向けた取組

通学路及び高齢者の生活道路に重点を指向し、ゾーン 30 に物理的デバイスを加えたゾーン 30 プラスの拡充による歩行者等の安全運行を確保するほか、可搬式速度自動取締装置による車両速度抑制対策を推進することとしている。

■交通安全施設整備費 (令和 4 年度予算 1,930 百万円)

幹線道路、生活道路、通学路等特に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に整備事業を実施することにより、交通の安全と円滑を図るとともに交通公害の少ない道路交通環境の確立を図る。